

南部箕蚊屋広域連合告示第1号

令和7年第1回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年1月6日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和7年1月16日（木） 午後2時00分

2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

3. 付議事件

1. 鳥取県町村総合事務組合理約の変更について

○開会日に応招した議員

河 中 博 子

大 床 桂 介

一 橋 信 介

荊 尾 芳 之

山 路 有

景 山 浩

乾 裕

真 壁 容 子

勝 部 俊 徳

○応招しなかった議員

仲 田 司 朗

令和7年 第1回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会会議録（第1日）

令和7年1月16日（木曜日）

議事日程

令和7年1月16日 午後2時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事日程の宣告
日程第4 議案第1号 鳥取県町村総合事務組合理約の変更について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事日程の宣告
日程第4 議案第1号 鳥取県町村総合事務組合理約の変更について
-

出席議員（9名）

2番 河 中 博 子	3番 大 床 桂 介
4番 一 橋 信 介	5番 荊 尾 芳 之
6番 山 路 有	7番 景 山 浩
8番 乾 裕	9番 真 壁 容 子
10番 勝 部 俊 徳	

欠席議員（1名）

1番 仲 田 司 朗

欠 員（なし）

○議長（勝部 俊徳君） 日程第4、議案第1号、鳥取県町村総合事務組合同規約の変更について、これを議題といたします。

連合長から提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案第1号の提案をいたします。

鳥取県町村総合事務組合同規約の変更について。別紙のとおり、鳥取県町村総合事務組合同規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

本案は、南部箕蚊屋広域連合が構成団体として加入しております鳥取県町村総合事務組合同規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、本議会の議決をいただくものでございます。

内容は、鳥取県町村総合事務組合同が共同処理する事務として、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務を加えるものでございます。

なお、施行日は、令和7年4月1日としております。

よろしく願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 提案に対しまして質疑があります方は、挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、質疑はなしと認め、質疑は終結いたします。

それでは、続きまして、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第1号、鳥取県町村総合事務組合同規約の変更について、これにつきまして採決を行います。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもちまして、今期の臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。よって、第1回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を閉会いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第1回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時04分閉会
